

研究活動における行動規範

平成27年 3月24日

国立研究開発法人物質・材料研究機構

改正：平成27年 3月24日

改正：平成28年 3月29日

国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）において、社会からの信頼と負託に応えた責任ある研究活動の実現を確保するため、国立研究開発法人物質・材料研究機構研究活動における不正行為の防止等に関する規程（平成28年3月29日28規程第9号。以下「研究活動不正行為防止規程」という。）第3条第1項に基づき、以下のとおり、機構の研究者及びこれを支援する全ての者が遵守すべき行動規範を定める。

1. 遵守事項

- (1) 研究不正を行わない
- (2) 研究不正をさせない
- (3) 研究不正に荷担しない
- (4) 職務上知ることのできた秘密を漏らさない

※研究不正とは、特定不正行為及びそれ以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。（研究活動不正行為防止規程第2条第11号）

※特定不正行為（研究活動不正行為防止規程第2条第10号）

「捏造」…存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

「改ざん」…研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

「盗用」…他の者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。

2. 留意事項

- (1) 実験結果や計算結果の第三者による再現・検証に必要な資料（ラボノートや各種計測・計算データなど）は不正なく作成し、機構の定める期間保管する。
- (2) 共同で行う研究や共著の論文では、記載される実験結果や計算結果の責任分担を明確にし、実験手続き、各種計測・計算データ、研究レポートなどを本行動基準に沿って確認する。
- (3) 多重投稿、不適切なオーサーシップ、不適切な文献引用などを行わない。
- (4) 論文の投稿、研究内容のメディアへの発表等、研究成果を公表する場合には、共著者や直属の上長の合意を得るとともに、所定の手続きを行う。公表に合意する者は、公表内容に責任を有することを認識する。
- (5) 機構を退職する際、研究成果物等を許可なく持ち出さない。その際、ラボノートについては機構に返却する。
- (6) 機構を退職した際、定年制職員就業規則第5条第2号、キャリア形成職員就業規則第6条第2号、任期制職員就業規則第6条第2号及び研究成果物等取扱規程第7条に従い、機構外に職務上知ることのできた秘密を開示し、漏らし又は使用しない。

- (7) (5)及び(6)に違反した場合、民事法上の損害賠償責任を負うものであること、これにより不当に得られた利益は全て機構に帰属することを確認する。